

2015 年 4 月 13 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 377 号 ）

国家外貨管理局、 資本金の自由元転制を全国展開 元転後資金の使用は実需原則を維持

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2015 年 3 月 30 日付で『外商投資企業外貨資本金元転管理方式の改革に関する通達』（匯発[2015]19 号、以下『19 通達』という）を公布しました。中国（上海）自由貿易試験区や国内 16 地域¹で試行実施している外貨資本金の自由元転措置が全国展開されます。これまでの試行措置と同様に、外商投資企業は自由元転した資本金を「元転後支払待ち口座」に入金し、実需に基づいて使用しなければなりません。『19 号通達』は、2015 年 6 月 1 日より施行されます。

□ 元転は自由に、使用は実需で

従来の外貨管理規定によれば、外商投資企業の外貨資本金は、手元準備金（1 回 5 万米ドル以内、月額 10 万米ドル以内）を除き、実際に資金を必要とする際にその都度、必要な額だけ元転しなければなりません。これを支払元転制と言います。一方、『19 号通達』は外商投資企業が外貨資本金を自社の都合により自由なタイミングで、全額まで一度に元転することも認めるものです。

自由元転を行う外商投資企業は、銀行で「元転後支払待ち口座」を開設し、元転後の資本金を一旦その口座に預け入れた後、実需に基づいて使用しなければなりません（第 2 条）。従来どおり支払元転制により資本金を使用することもできますが、この場合は元転後支払待ち口座を通じて支払うことができません。また、従来規定のとおり、元転後の人民元資金は経営範囲以外に使用してはならず、証券投資や委託貸付の実行、企業間貸借や第三者に転貸した銀行借入金の返済、自社用以外の国内不動産の購入（不動産企業を除く）等も禁止されます（第 3 条）。

¹ 外貨資本金の自由元転制を試行実施している国内 16 地域は、天津濱海新区、瀋陽経済区、蘇州工業園区、東湖国家自主革新モデル区（武漢市）、南沙新区（広州市）、横琴新区（珠海市）、成都市ハイテク産業開発区、中関村国家自主革新モデル区（北京市）、两江新区（重慶市）、黒龍江沿辺開発開放外貨管理改革試行地区、温州市金融総合改革試験区、平潭総合実験区（福州市）、中国—マレーシア欽州産業園区（広西省）、貴陽総合保税區、前海深圳・香港現代サービス合作区（深圳市）、青島市财富管理金融総合改革試験区です。

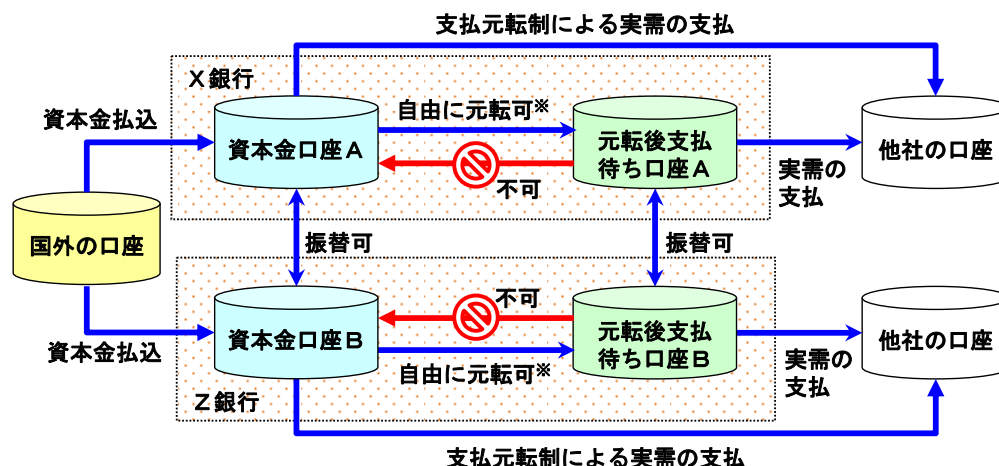
□ 同一名義口座間の資金振替も可能に

外商投資企業が資本金を使用・元転する場合、取引の真実性を証明する書類のほか、『直接投資関連口座資金支払指図書』

を銀行に提出し、取引の真実性と資金使用のコンプライアンス遵守を保証する必要があります（第5条）。ただし、手元準備金名義であれば、月額 10 万米ドル相当額まで取引証明資料なしで元転使用可能²となっています。

『19号通達』では、試行措置において禁止されていた同一名義の元転後支払待ち口座間の資金移動が可能となっています（第2条）。元転後支払待ち口座は原則として、資本金口座と一対一で対応する形で開設しなければならないとしているものの、外商投資企業が同一銀行店舗で資本金口座、国内資産現金化口座、国内再投資口座を開設する場合は、1つの元転後支払待ち口座を共用できるとしています。なお、元転後支

【図表1】「元転後支払待ち口座」の取扱



※自由元転の比率は、外貨管理局が適宜調整します（現行は100%）
（『19号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表2】「元転後支払待ち口座」に関する主な規定

入金範囲	✓ 同一名義または国内持分投資を展開する企業の資本金口座、国内資産現金化口座、国内再投資口座から元転して振り替える資金 ✓ 同一名義または国内持分投資を展開する企業の元転後支払待ち口座から振り替える資金 ✓ 当該口座から払い出した後に戻し入れる資金 ✓ 取引の取消により返戻される資金 ✓ 人民元利息収入 ✓ 外貨管理局（または銀行）の登記・認可を経たその他の収入
出金範囲	✓ 経営の範囲内の支出 ✓ 国内持分投資資金、人民元保証金の支払 ✓ 資金集中管理専用口座、同一名義元転後支払待ち口座への振替 ✓ 使用を完了した人民元貸付の償還 ✓ 外債の償還（外貨購入、対外支払） ✓ 外国投資家の減資・出資撤回（外貨購入、対外支払） ✓ 経常項目支出（外貨購入、対外支払） ✓ 外貨管理局（または銀行）の登記・認可を経たその他の資本項目支出
元転後資本金の用途禁止事項	✓ 企業の経営範囲以外での使用 ✓ 非元本保証型理財商品や有価証券への投資 ✓ 委託貸付の実行（経営範囲が許可する場合を除く） ✓ 企業間貸借金（第三者による立替を含む）の返済 ✓ 第三者に転貸した銀行借入金の返済 ✓ 自社用以外の国内不動産の購入（不動産企業を除く）
その他の管理規定	✓ 資本金の使用時に『直接投資関連口座資金支払指図書』を提出 ✓ 元転資金で外貨を購入して外貨資本金口座に戻し入れることは不可 ✓ 手元準備金名義での元転使用は月額 10 万米ドル相当まで可

（『19号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

² 試行措置において、手元準備金名義での元転は月額 60 万円相当額までとなっていました

払待ち口座内の人民元資本金で外貨を購入し、外貨資本金口座に戻し入れることは禁止されています。

また、国内企業が開設する国内資産現金化口座と国内再投資口座の外貨資金は、外貨資本金口座と同様に自由元転できますが、外国投資家前期費用口座内の外貨資金は支払元転制に基づいて元転しなければなりません（第6条）。なお、『19号通達』は外貨資本金の元転に対して自由元転比率を設けています。その比率は現在、全額の元転を可能とする「100%」に設定されているものの、国家外貨管理局が国際収支の状況に基づいて適宜調整できるとしています（第1条）。

□ 資本金による持分投資で規制緩和も

『19号通達』は、外商投資企業の資本金による国内持分投資でも規制緩和を図っています。外商投資性公司等の持分投資企業は、元転後の資本金を使って、または元転後支払待ち口座内の人民元資金を使って国内再投資を行うことができます（第4条）。また、一般の外商投資企業による国内持分投資についても、「現行の国内再投資の規定に基づき手続を行う」（同上）としているほか、元転後の資本金を投資先企業が国内再投資外貨登記後に開設する元転後支払待ち口座に払い込むことで出資できるとも明記しています。これにより、外貨管理規定上は資本金による持分投資に対する制限が廃止された形になりますが、商務部門等の他の関連当局の方針も見極めなければならないことから、実務の取扱には注意が必要です。

*

国务院は、2014年12月21日付で『中国（上海）自由貿易試験区における複製可能改革試行経験の普及に関する通達』（国発[2014]65号）を公布して、中国（上海）自由貿易試験区で実施されている改革措置のうち全国展開する項目を発表³。この中で、外貨資本金の自由元転制と直接投資に係る外貨登記の銀行手続化措置を2015年6月30日までに全国展開するよう国家外貨管理局に求めていました。

これを受けて、国家外貨管理局は2015年2月13日付で『直接投資外貨管理政策のさらなる簡素化および改善に関する通達』（匯発[2015]13号）を公布。直接投資に係る外貨登記の銀行手続化措置を2015年6月1日より全国で実施することを決めました⁴。このため、外貨資本金の自由元転制についても全国版の実施細則が公布されるものとみられていました。

『19号通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および11ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

³ 中国（上海）自由貿易試験区における改革措置の全国展開方針については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第365号をご参照ください。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0371-XF-0105.pdf>

⁴ 直接投資に係る外貨登記の銀行手続化措置については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第371号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0377-XF-0105.pdf>

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2015]19号

外商投資企業外貨資本金元転管理方式の改革に関する通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局：

外貨管理体制改革をさらに深化させ、外商投資企業の経営と資金運営の必要をさらに良く満たす、および利便化するため、国家外貨管理局はこれまでの一部地域における試行経験を総括した基礎の上に、全国の範囲内で外商投資企業資本金元転管理方式の改革を実施することを決定した。この改革の順調な実施を保証するため、ここに関連問題について以下のように通知する。

1、 外商投資企業の外貨資本金は自由元転を実行する

外商投資企業の外貨資本金の自由元転とは、外商投資企業の資本金口座において外貨管理局による出資権益確認手続を経た（もしくは銀行による通貨出資入金登記手続を経た）外貨資本金は、企業の実際の経営の必要に基づき銀行で元転を行うことができることを指す。外商投資企業の外貨資本金の自由元転比率は、暫定的に 100%とする。国家外貨管理局は、国際収支の情勢に基づき適宜、上述の比率に対して調整を行うことができる。

外貨資本金自由元転を実行すると同時に、外商投資企業はなお、支払元転制度に基づくその外貨資本金の使用を選択することができる。銀行は、支払元転の原則に基づき企業のために毎回の元転業務を行うときはすべて、企業の前回の元転（自由元転および支払元転を含む）資金使用の真実性とコンプライアンス性を審査しなければならない。

外商投資企業の外貨資本金の国内原通貨振替およびクロスボーダー対外支払は、現行の外貨管理関連規定に基づき手続を行う。

2、 外商投資企業の外貨資本金の自由元転により得た人民元資金を元転後支払待ち口座に組み入れて管理する

外商投資企業は原則として、銀行にて一対一で対応する資本項目—元転後支払待ち口座（以下「元転後支払待ち口座」という）を開設し、自由元転により得た人民元資金の預入に用い、合わせて当該口座を通じて各種支払手続を行わなければならない。外商投資企業が同一銀行店舗で開設した同一名義の資本金口座、国内資産現金化口座および国内再投資口座は、1つの元転後支払待ち口座を共用することができる。外商投資企業が支払元転の原則に基づく元転により得た人民元資金

は、元転後支払待ち口座を通じて支払を行ってはならない。

外商投資企業資本金口座の収入範囲は、外国投資家が国外から払い込む外貨資本金もしくは引受出資金（非居住者預金口座、オフショア口座、国外個人国内外貨口座からの出資を含む）、国外払込保証金専用口座から振り替える外貨資本金もしくは引受出資金、当該口座からコンプライアンスに合致して払い出した後に戻し入れる資金、同一名義の資本金口座から振り替える資金、取引の取消により返戻される資金、利息収入および外貨管理局（銀行）の登記もしくは外貨管理局の認可を経たその他の収入を含む。

資本金口座の支出範囲は、経営の範囲内の元転、元転しての元転後支払待ち口座への振替、国内の国内振替保証金専用口座・同一名義資本金口座・委託貸付口座・資金集中管理専用口座・国外貸付専用口座・国内再投資専用口座・国内再投資専用口座に原通貨のまま振り替える資金、外国投資家の減資・出資撤回による払出、経常項目対外支払および外貨管理局（銀行）の登記もしくは外貨管理局の認可を経たその他の資本項目支出を含む。

元転後支払待ち口座の収入範囲は、同一名義もしくは国内持分投資を展開する企業の資本金口座・国内資産現金化口座・国内再投資口座から元転して振り替える資金、同一名義もしくは国内持分投資を展開する企業の元転後支払待ち口座から振り替える資金、当該口座からコンプライアンスに合致して払い出した後に戻し入れる資金、取引の取消により返戻される資金、人民元利息収入および外貨管理局（銀行）の登記もしくは外貨管理局の認可を経たその他の収入を含む。

元転後支払待ち口座の支出範囲は、経営の範囲内の支出、国内持分投資資金および人民元保証金の支払、資金集中管理専用口座・同一名義元転後支払待ち口座への振替、使用を完了した人民元貸付の償還、外債の外貨購入・支払もしくは直接対外償還、外国投資家の減資・出資撤回による外貨購入・支払もしくは直接対外支払、経常項目支出および外貨管理局（銀行）の登記もしくは外貨管理局の認可を経たその他の資本項目支出の外貨購入・支払もしくは直接対外支払を含む。

元転後支払待ち口座内の人民元資金は、外貨購入して資本金口座に戻し入れてはならない。支払待ち口座からの担保もしくはその他の保証金の支払に用いる人民元資金の払出は、担保履行もしくは違約金差引が発生した場合を除き、すべてもとのルートで支払待ち口座に戻し入れなければならない。

3、 外商投資企業の資本金の使用は、企業経営の範囲内で真実、自社使用の原則を遵守しなければならない

外商投資企業の資本金およびその元転により得た人民元資金は、以下の用途に用いてはならない。

- (1) 直接的もしくは間接的に企業の経営範囲以外もしくは国家の法律・法規が禁止する支出に用いてはならない。
- (2) 法律・法規に別途、規定がある場合を除き、直接的もしくは間接的に証券投資に用いてはならない。
- (3) 直接的もしくは間接的に人民元委託貸付（経営範囲が許可する場合を除く）、企業間貸借の償還（第三者による立替金を含む）および第三者に転貸した銀行の人民元貸付の償還に用いてはならない。
- (4) 外商投資不動産企業を除き、非自社用不動産購入の関連費用の支払に用いてはならない。

4、 外商投資企業による元転資金での国内持分投資の展開を利便化する

原通貨による持分投資の振替のほか、投資を主要業務とする外商投資企業（外商投資性公司、外商投資ベンチャー投資企業および外商投資持分投資企業を含む）が、その国内で投資するプロジェクトが真実で、コンプライアンスに合致している前提において、実際の投資規模に基づき外貨資本金を直接元転して、もしくは元転後支払待ち口座における人民元資金を投資先企業の口座に振り替えることを許可する。

上述の企業以外の一般外商投資企業が国内原通貨振替で国内持分投資を展開する場合、現行の国内再投資の規定に基づき手続を行う。元転資金で国内持分投資を展開する場合、投資先企業がまずその所在地の外貨管理局（銀行）で国内再投資登記を行って相応の元転支払待ち口座を開設し、その後に投資を展開する企業が実際の投資規模に基づき元転により得た人民元資金を投資先企業が開設する元転後支払待ち口座に振り替えなければならない。投資先企業が引き続き国内持分投資を展開する場合、上述の原則に基づき手続を行う。

5、 元転資金の支払管理をさらに規範化する

- (1) 外国投資家、外商投資企業およびその他の関連申請主体は、規定に基づき事実どおりに銀行に真実性証明関連資料を提出し、合わせて資本金の元転により得た人民元資金の支払使用（外貨資本金の直接支払使用を含む）を行うときに『直接投資関連口座資金支払指図書』（付属文書を参照）に記入しなければならない。
- (2) 銀行は、「顧客を理解する」、「業務を理解する」、「審査の職責を尽くす」等の業務展開原則を履行し、外商投資企業のために資本金の対外支払および元転により得た人民元資金の支払を行うとき、真実性審査の責任を負わなければならない。毎回の資金支払を行うときはすべて、前回の支払証明資料の真実性とコンプライアンス性を審査しなければならない。銀行は、

外商投資企業の外貨資本金元転および使用の関連証明資料を5年間保管して検査に備えなければならない。

銀行は、『国家外貨管理局による「金融機関外貨業務データ収集規範（バージョン1.0）」の発布に関する通達』（匯発[2014]18号）の要求に基づき、遅滞なく資本金口座、元転後支払待ち口座（口座性質コード2113）と関連する口座、クロスボーダー受取・支払、国内振替、口座内元転・外貨転等の情報を報告しなければならない。このうち、元転後支払待ち口座とその他の人民元口座との間の資金振替は、国内受取・支払証憑の記入を通じて国内振替情報を報告し、合わせて「発票番号」欄に資金用途コード（匯発[2014]18号の「7.10元転用途コード」に基づき記入する）を記入しなければならない。貨物貿易の確認に係る支払を除き、その他の振替の取引コードはすべて「929070」を記入する。

- (3) 企業に確かに特殊な原因があって一時的に真実性証明資料を提供できない場合、銀行は職責を尽くした審査の義務を履行し、取引が真実の取引背景を備えているかを確定する前提において、企業のために関連支払を行うことができ、合わせて業務を行った当日に外貨管理局の関連業務システムを通じて外貨管理局に特殊事項の届出を提出しなければならない。銀行は、支払完了後20営業日以内に企業が補充提出する関連証明資料を揃えて審査し、合わせて関連業務システムを通じて外貨管理局に特殊事項届出業務の真実性証明資料補充提出状況を報告しなければならない。

外商投資企業が手元準備金名義で資本金を使用する場合、銀行はそれに真実性証明資料の提出を要求しなくてもよい。単一企業の毎月の手元準備金（自由元転および支払元転を含む）支払の累計金額は、10万米ドル相当を超えてはならない。

1回ですべての外貨資本金支払元転もしくは元転後支払待ち口座内のすべての人民元資金で行う支払を申請する外商投資企業に対し、真実性証明関連資料を提出できない場合、銀行はそのために元転、支払を行ってはならない。

6、 その他の直接投資に係る外貨口座資金の元転および使用管理

国内機構が開設する国内資産現金化口座および国内再投資口座内の資金の元転は、外商投資企業の資本金口座管理を参照する。

国内個人が開設する国内資産現金化口座および国内再投資口座、ならびに国内機構および個人が開設する国外資産現金化口座は、関連業務登記証憑により直接、銀行で元転を行うことができる。

外国投資家前期費用口座の資金の元転は、銀行が支払元転の原則に基づき手続を行う。

国外払込保証金専用口座および国内振替保証金専用口座内の外貨資金は、元転使用してはならない。担保履行もしくは違約金差引が発生した場合、関連保証金は保証金を受け取る当事者が外貨管理局（銀行）の登記もしくは外貨管理局の認可を経た後に開設するその他の資本項目外貨口座に振り替えて関連規定に基づき使用しなければならない。

上述の直接投資に係る口座内の利息収入および投資収益はすべて、当該口座内に留保し、しかる後に利息、収益リストにより経常項目決済口座に振り替えて保留する、もしくは直接、銀行で元転もしくは支払を行うことができる。

7、 外貨管理局による事後監督管理と規定違反調査・処分をさらに強化する

- (1) 外貨管理局は、『中華人民共和国外貨管理条例』、『外国投資家国内直接投資外貨管理規定』等の関連規定に基づき銀行が行う外商投資企業の資本金の元転および使用等の業務コンプライアンス性に対する指導および確認を強化する。確認の方式は、関連業務主体への書面資料および業務資料の提出要求、責任者への接見、業務主体関連資料の現場閲覧もしくは複製、規定違反状況の通報等を含む。深刻な、悪意ある規定違反の銀行に対し、関連手順により資本項目下の外貨業務取扱を一時的に停止することができ、深刻な、悪意ある規定違反の外商投資企業等に対し、その自由元転資格を取り消し、かつそれが書面説明書簡を提出して相応の是正を行うまで、そのためにその他の資本項目外貨業務を行ってはならない。
- (2) 本通達に違反して外商投資企業の資本金の元転および使用等の業務を行った外商投資企業および銀行に対し、外貨管理局は『中華人民共和国外貨管理条例』および関連規定に基づき調査・処分を行う。

8、 その他の事項

本通達は、2015年6月1日より実施する。以前の規定と本通達の内容が不一致である場合、本通達を基準とする。『国家外貨管理局綜合司による外商投資企業外貨資本金支払元転管理の完善化に関連する業務オペレーション問題についての通達』（匯綜発[2008]142号）、『国家外貨管理局綜合司による外商投資企業外貨資本金支払元転管理の完善化に関連する業務オペレーション問題についての補充通達』（匯綜発[2011]88号）および『国家外貨管理局による一部の地区で外商投資企業外貨資本金元転管理方式の改革試行を展開することに関連する問題についての通達』（匯発[2014]36号）は同時に廃止する。

国家外貨管理局各分局、外貨管理部は、本通達を受け取った後、遅滞なく中心支局、支局および銀行に転送すること。執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局資本項目管理司にフィードバックすること。

付属文書：直接投資関連口座資金支払指図書

国家外貨管理局

2015 年 3 月 30 日

付属文書：

直接投資関連口座資金支払指図書

銀行（銀行番号_____）：

貴行は当社の直接投資関連口座資金を以下の要求に基づき取り扱われたい。

☐ 元転支払 ☐ 元転により得た人民元の支払 ☐ 対外外貨支払

支払口座類型		支払口座番号		支払資金はすでに通貨出資権益 確認（もしくは通貨出資入金登記） を行ったか否か	
受取人	受取人の 所属業界	支払金額および 通貨種類	受取人の口座開 設銀行の名称	受取人の 口座番号	支払資金 の用途
合計					

重要提示：

- 直接投資関連口座およびその元転により得た人民元資金は、以下の用途に用いてはならない。
 - 直接的もしくは間接的に企業の経営範囲以外もしくは国家の法律・法規が禁止する支出に用いてはならない。
 - 法律・法規に別途、規定がある場合を除き、直接的もしくは間接的に銀行の元本保証型商品以外の投資理財商品もしくはその他の有価証券の購入に用いてはならない。
 - 直接的もしくは間接的に人民元委託貸付（経営範囲が許可する場合を除く）、企業間貸借の償還（第三者による立替金を含む）および第三者に転貸した銀行の人民元貸付の償還に用いてはならない。
 - 外商投資不動産企業を除き、非自社用不動産の購入関連費用の支払に用いてはならない。
- 単一企業の毎月の手元準備金（自由元転および支払元転を含む）支払の累計金額は、10 万米ドル相当を超えてはならない。

注：記入説明に基づき記入すること。

当社は、以下のように承諾する。当社は、上記表中の重要提示および付属の記入説明の内容を真剣に閲読ならびに完全に理解し、当社が記入する『直接投資関連口座資金支払指図書』の各項目の内容は真実・有効で、合わせて合法的でコンプライアンスに合致する経営範囲内で今回支払を申請する資金を使

用することを保証する。支払用途を勝手に変更もしくは虚偽の承諾をした場合、『中華人民共和国外貨管理条例』および関連法規に基づき、当社および法定代表者が相応の法律責任を負う。

連絡人：

連絡電話：

会社法定代表者の署名捺印：

_____会社（捺印）

年 月 日

記入説明

1. 「元転支払」、「元転により得た人民元の支払」もしくは「対外外貨支払」の前にある四角にチェックを入れること。「元転支払」とは、直接投資関連口座内の資金の元転後、直接、実際の受取人に支払う（元転後支払待ち口座への振替を含む）ことを指す。「元転により得た人民元の支払」とは、元転後支払待ち口座内の資金を支払・使用する（人民元資金による外貨購入・支払を含む）ことを指す。「対外外貨支払」とは、資本金を直接、対外外貨支払することを指す。本選択肢は1つのみを選ぶことができ、同時に3種類の状況を含む場合はそれぞれ記入すること。
2. 支払口座類型とは、支払資金を払い出す口座類型を指し、資本金口座、国内再投資口座、国内資産現金化口座、国外資産現金化口座、前期費用口座、元転後支払待ち口座を含む。
3. 支払資金の用途を記入するとき、標準用途（貨物代金の支払、工事代金の支払、保証金の非同一名義への支払、コンサルティング費用の支払、その他のサービス費用の支払、代金の前払、税金の支払、給与等の労務報酬の支払、土地払下代金、不動産の購入、その他の固定資産の購入、持分出資、銀行貸付の償還、同一名義への振替、利息の元転、手元準備金、現金、個人、銀行の元本保証型投資商品の購入、元転後支払待ち口座への振替、特殊届出、ファイナンスリース、担保履行、小額貸付、ファクタリング業務、その他）に基づき記入すること（「代金の前払もしくはその他」を選択する場合は別途、資金用途説明を提出すること）。
4. 支払資金の用途が異なる場合は、分けて記入すること。
5. 会社の法定代表者が他人に授權委託して本表を記入する場合は別途、授權委託書を提出する必要がある。

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发[2015]19号
关于改革外商投资企业外汇资本金结汇管理方式的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：

为进一步深化外汇管理体制改革，更好地满足和便利外商投资企业经营与资金运作需要，国家外汇管理局决定在总结前期部分地区试点经验的基础上，在全国范围内实施外商投资企业外汇资本金结汇管理方式改革。为保证此项改革的顺利实施，现就有关问题通知如下：

一、 外商投资企业外汇资本金实行意愿结汇

外商投资企业外汇资本金意愿结汇是指外商投资企业资本金账户中经外汇局办理货币出资权益确认（或经银行办理货币出资入账登记）的外汇资本金可根据企业的实际经营需要在银行办理结汇。外商投资企业外汇资本金意愿结汇比例暂定为 100%。国家外汇管理局可根据国际收支形势适时对上述比例进行调整。

在实行外汇资本金意愿结汇的同时，外商投资企业仍可选择按照支付结汇制使用其外汇资本金。银行按照支付结汇原则为企业办理每一笔结汇业务时，均应审核企业上一笔结汇（包括意愿结汇和支付结汇）资金使用的真实性与合规性。

外商投资企业外汇资本金境内原币划转以及跨境对外支付按现行外汇管理规定办理。

二、 外商投资企业外汇资本金意愿结汇所得人民币资金纳入结汇待支付账户管理

外商投资企业原则上应在银行开立一一对应的资本项目-结汇待支付账户（以下简称结汇待支付账户），用于存放意愿结汇所得人民币资金，并通过该账户办理各类支付手续。外商投资企业在同一银行网点开立的同名资本金账户、境内资产变现账户和境内再投资账户可共用一个结汇待支付账户。外商投资企业按支付结汇原则结汇所得人民币资金不得通过结汇待支付账户进行支付。

外商投资企业资本金账户的收入范围包括：外国投资者境外汇入外汇资本金或认缴出资（含非居民存款账户、离岸账户、境外个人境内外汇账户出资），境外汇入保证金专用账户划入的外汇资本金或认缴出资；本账户合规划出后划回的资金，同名资本金账户划入资金，因交易撤销退回的资金，利息收入及经外汇局（银行）登记或外汇局核准的其他收入。

资本金账户的支出范围包括：经营范围内结汇，结汇划入结汇待支付账户，境内原币划转至境内划入保证金专用账户、同名资本金账户、委托贷款账户、资金集中管理专户、境外放款专用账户、境内再投资专用账户的资金，因外国投资者减资、撤资汇出，经常项目对外支付及经外汇局（银行）登记或外汇局核准的其他资本项目支出。

结汇待支付账户的收入范围包括：由同名或开展境内股权投资企业的资本金账户、境内资产变现账户、境内再投资账户结汇划入的资金，由同名或开展境内股权投资企业的结汇待支付账户划入的资金，由本账户合规划出后划回的资金，因交易撤销退回的资金，人民币利息收入及经外汇局（银行）登记或外汇局核准的其他收入。

结汇待支付账户的支出范围包括：经营范围内的支出，支付境内股权投资资金和人民币保证金，划往资金集中管理专户、同名结汇待支付账户，偿还已使用完毕的人民币贷款，购付汇或直接对外偿还外债，外国投资者减资、撤资资金购付汇或直接对外支付，购付汇或直接对外支付经常项目支出及经外汇局（银行）登记或外汇局核准的其他资本项目支出。

结汇待支付账户内的人民币资金不得购汇划回资本金账户。由结汇待支付账户划出用于担保或支付其他保证金的人民币资金，除发生担保履约或违约扣款的，均需原路划回结汇待支付账户。

三、 外商投资企业资本金的使用应在企业经营范围内遵循真实、自用原则

外商投资企业资本金及其结汇所得人民币资金不得用于以下用途：

- （一） 不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；
- （二） 除法律法规另有规定外，不得直接或间接用于证券投资；
- （三） 不得直接或间接用于发放人民币委托贷款（经营范围许可的除外）、偿还企业间借贷（含第三方垫款）以及偿还已转贷予第三方的银行人民币贷款；
- （四） 除外商投资房地产企业外，不得用于支付购买非自用房地产的相关费用。

四、 便利外商投资企业以结汇资金开展境内股权投资

除原币划转股权投资款外，允许以投资为主要业务的外商投资企业（包括外商投资性公司、外商投资创业投资企业和外商投资股权投资企业），在其境内所投资项目真实、合规的前提下，按实际投资规模将外汇资本金直接结汇或将结汇待支付账户中的人民币资金划入被投资企业账户。

上述企业以外的一般性外商投资企业以资本金原币划转开展境内股权投资的，按现行境内再投资规定办理。以结汇资金开展境内股权投资的，应由被投资企业先到注册地外汇局（银行）办理境内再

投资登记并开立相应结汇待支付账户，再由开展投资的企业按实际投资规模将结汇所得人民币资金划往被投资企业开立的结汇待支付账户。被投资企业继续开展境内股权投资的，按上述原则办理。

五、进一步规范结汇资金的支付管理

(一) 外国投资者、外商投资企业及其他相关申请主体应按规定如实向银行提供相关真实性证明材料，并在办理资本金结汇所得人民币资金的支付使用（包括外汇资本金直接支付使用）时填写《直接投资相关账户资金支付命令函》（见附件）。

(二) 银行应履行“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等展业原则，在为外商投资企业办理资本金对外支付及结汇所得人民币资金支付时承担真实性审核责任。在办理每一笔资金支付时，均应审核前一笔支付证明材料的真实性与合规性。银行应留存外商投资企业外汇资本金结汇及使用的相关证明材料 5 年备查。

银行应按照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范（1.0 版）〉的通知》（汇发[2014]18 号）的要求，及时报送与资本金账户、结汇待支付账户（账户性质代码 2113）有关的账户、跨境收支、境内划转、账户内结售汇等信息。其中，结汇待支付账户与其他人民币账户之间的资金划转，应通过填写境内收付款凭证报送境内划转信息，并在“发票号”栏中填写资金用途代码（按照汇发[2014]18 号文件中“7.10 结汇用途代码”填写）；除货物贸易核查项下的支付，其他划转的交易编码均填写为“929070”。

(三) 对于企业确有特殊原因暂时无法提供真实性证明材料的，银行可在履行尽职审查义务、确定交易具备真实交易背景的前提下为企业办理相关支付，并应于办理业务当日通过外汇局相关业务系统向外汇局提交特殊事项备案。银行应在支付完毕后 20 个工作日内收齐并审核企业补交的相关证明材料，并通过相关业务系统向外汇局报告特殊事项备案业务的真实性证明材料补交情况。

对于外商投资企业以备用金名义使用资本金的，银行可不要求其提供上述真实性证明材料。单一企业每月备用金（含意愿结汇和支付结汇）支付累计金额不得超过等值 10 万美元。

对于申请一次性将全部外汇资本金支付结汇或将结汇待支付账户中全部人民币资金进行支付的外商投资企业，如不能提供相关真实性证明材料，银行不得为其办理结汇、支付。

六、其他直接投资项下外汇账户资金结汇及使用管理

境内机构开立的境内资产变现账户和境内再投资账户内资金结汇参照外商投资企业资本金账户管理。

境内个人开立的境内资产变现账户和境内再投资账户，以及境内机构和个人开立的境外资产变现账户可凭相关业务登记凭证直接在银行办理结汇。

外国投资者前期费用账户资金结汇按支付结汇原则办理。

境外汇入保证金专用账户和境内划入保证金专用账户内的外汇资金不得结汇使用。如发生担保履约或违约扣款的，相关保证金应划入接收保证金一方经外汇局（银行）登记后或外汇局核准开立的其他资本项目外汇账户并按照相关规定使用。

上述直接投资项下账户内利息收入和投资收益均可在本账户内保留，然后可凭利息、收益清单划入经常项目结算账户保留或直接在银行办理结汇及支付。

七、 进一步强化外汇局事后监管与违规查处

- （一） 外汇局应根据《中华人民共和国外汇管理条例》、《外国投资者境内直接投资外汇管理规定》等有关规定加强对银行办理外商投资企业资本金结汇和使用等业务合规性的指导和核查。核查的方式包括要求相关业务主体提供书面说明和业务材料、约谈负责人、现场查阅或复制业务主体相关资料、通报违规情况等。对于严重、恶意违规的银行可按相关程序暂停其资本项目下外汇业务办理，对于严重、恶意违规的外商投资企业等可取消其意愿结汇资格，且在其提交书面说明函并进行相应整改前，不得为其办理其他资本项下外汇业务。
- （二） 对于违反本通知办理外商投资企业资本金结汇和使用等业务的外商投资企业和银行，外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》及有关规定予以查处。

八、 其他事项

本通知自 2015 年 6 月 1 日起实施。此前规定与本通知内容不一致的，以本通知为准。《国家外汇管理局综合司关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的通知》（汇综发[2008]142 号）、《国家外汇管理局综合司关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的补充通知》（汇综发[2011]88 号）和《国家外汇管理局关于在部分地区开展外商投资企业外汇资本金结汇管理方式改革试点有关问题的通知》（汇发[2014]36 号）同时废止。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局和银行。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反映。

附件：直接投资相关账户资金支付命令函

国家外汇管理局
2015 年 3 月 30 日

附表：

直接投资相关账户资金支付命令函

_____ 银行（行号：_____）：

请贵行将本公司直接投资相关**账户资金**，按照以下要求进行：

☐ 结汇支付 ☐ 结汇所得人民币支付 ☐ 对外付汇

支付账户类型		支付账户账号		支付资金是否已办理 货币出资权益确认 (或货币出资入账登记)	
收款人	收款人所属 行业	支付金额及 币种	收款人开户 银行名称	收款人账号	支付资金 用途
合计					

重要提示：

一、直接投资相关账户及其结汇所得人民币资金不得用于以下用途：

（一）不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；

（二）除法律法规另有规定外，不得直接或间接用于购买银行保本型产品之外的投资理财产品或其他有价证券；

（三）不得直接或间接用于发放人民币委托贷款（经营范围许可的除外）、偿还企业间借贷（含第三方垫款）以及偿还已转贷予第三方的银行人民币贷款；

（四）除外商投资房地产企业外，不得用于支付购买非自用房地产的相关费用。

二、单一企业每月备用金（含意愿结汇和支付结汇）支付累计金额不得超过等值 10 万美元。

注：请按填表说明填写。

本公司承诺：本公司已认真阅读并完全理解上表中重要提示和所附填表说明的内容，本公司所填写《直接投资相关账户资金支付命令函》各项内容真实有效，并保证合法合规在经营范围内使用此次申请支付的资金。如擅自改变支付用途或虚假承诺，依照《中华人民共和国外汇管理条例》及相关法规，本公司及其法定代表人将承担相应的法律责任。

联系人：

联系电话：

公司法定代表人签章：

_____ 公司（盖章）

年 月 日

填表说明：

- 请在“结汇支付”、“结汇所得人民币支付”或“对外付汇”前的方框中打钩，“结汇支付”指相关直接投资账户内资金结汇后直接支付给实际收款人（含划入结汇待支付账户）；“结汇所得人民币支付”指将结汇待支付账户内的资金支付使用（含人民币资金购汇支付）；“对外付汇”指资本金直接对外付汇。本选项只能单选，如同时包括三种情况请分别填表。

2. 支付账户类型是指划出支付资金的账户类型，包括：资本金账户、境内再投资账户、境内资产变现账户、境外资产变现账户、前期费用账户、结汇待支付账户。
3. 填写支付资金用途时，请按标准用途（支付货款、支付工程款、支付保证金非同名、支付咨询费、支付其他服务费用、预付款、支付税款、支付工资等劳务报酬、土地出让金、购房、购买其他固定资产、股权出资、偿还银行贷款、同名划转、利息结汇、备用金、现钞、个人、购买银行保本型投资产品、转入结汇待支付账户、特殊备案、融资租赁、担保履约、小额贷款、保理业务、其他）填写（选择“预付款或其他”的，请另行提交资金用途说明）。
4. 支付资金用途不同需分开填写。
5. 公司法人代表授权委托他人填写本表的，另需提供授权委托书。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。